

# アメリカ革命史の歴史

今 津 晃

【要約】 フランス革命とならんで十九世紀自由主義運動の端緒をなしたアメリカ革命はどのような原因で起り、また十三植民地の自主・独立運動とその内部の政治・社会緊張とはどういう関連をもったか。これらは古くして新しい、アメリカ革命史上の基本問題である。「インディアリアル・スクール」によって科学的な操作が始められたから優に二世以上を経過しているにかかわらず、今日イェール大学のE・S・モーガン教授が次のようにいつているゆえんであらう。「われわれは、どの特定の説をも完全な説明にまで敷衍してはならない。われわれは問いつづけなければならぬ。なぜならわれわれは未だ、アメリカ革命がどういうものであったかを十分知っていないからである」と。本稿は革命史の研究発達史を簡単にたどりつつ、主として以上二つの基本問題を検討し、将来への一応のペースベクトイヴを与えようとするものである。従って革命史の研究発達史というよりは、むしろその問題点の指摘が中心となるであらう。

## 一 サイエンティフィック・スクールの形成

### 1 それ以前

「アメリカ革命期の研究はここ三、四十年間に以前のどの時期よりも数多くなされている。このような撓まぬ努力は歴史研究における近代精神の所産であり、初期の歴史学者たちが植民地叛乱の説明根拠とした単純な公式を完全に

打ち破つたのであつた。それらの研究によつて革命運動が政府と個人、イギリスと植民地、社会的・地理的・宗教的諸力の複合性コンプレキシテイから生み出されたことは今日ほとんど一様に認められているところである。」

以上は一九一八年、当時アイオワ州立大学の少壮学者A・M・シュレージンガーが恩師H・L・オズグッドに捧げた労作『植民地商人とアメリカ革命』の序言である。アンドルーズ、オズグッド、ビアアラを開拓者とする十九世

紀末からの客観的な革命史研究が古い偏見を打破し、或る種の客観的基準ないし一般的諒解をもたらした点、従つてい、わゆる「インビリアル・スクール」の出現が画期的意義をもつた点はシュレージンガーの簡単な言葉のなかに明らかであろう。その画期性を知るためには、十九世紀末までの革命史把握がどのようなものであつたかを概観することから始められなければならない。

いうまでもなく、革命は建国のエポスとしてアメリカ史上最大の出来事であつた関係から、その叙述も建国と時を同じくしてさかんに行われた。しかし同時に生きた人々にとつては、それは冷静なロゴスによるよりも自己の党派的感情から書かれることが多かつた。いい換えれば、愛国派的偏見と王党派の偏見との両極端から書かれたのである。前者は革命を神聖視する。それは残忍にして自然に反した専政君主ジョージ三世を向うに廻して、秩序ある且つ進歩的政府を愛する有徳な人々が正義のために闘つた争いである。この種の叙述は教科書に採用され、新国家の基礎を固める教育的手段に用いられた。コロンビア大学のネヴィンズ教授はこれを「愛国的・忠誠的叙述」(Patriotic and

pleiastic Writing)と呼んでいる<sup>①</sup>。十九世紀に入つてジョージ・バンクロフトの手で集大成された革命史は、大体右の系列に属すると見てよい。ところが、王党派の立場は次のように考える。革命は三百代言や密輸業者にみちびかれた田舎の無作法者(bucolic clowns)が、英帝国の繁栄においてのみアメリカも安泰であるとする正当・穩健な見解を無視して起した不法行為である、と。ともかく、以上の相反する革命観が十九世紀の二、三〇年代まで存続し、相互に批判を許さない「経典」と見なされたのであつた<sup>②</sup>。

一八二〇—三〇年代から、どちらの経典に対しても疑問が抱かれるようになった。世代が代つて革命は父祖の物語となり、新国家の基礎もでき上つたということが事態の変化に作用したのはいうまでもないが、いま一つには外からの影響、特にイギリスにおける自由主義運動——歴史叙述の領域ではホイッグ史家たちの活動——が関連している。周知のように、ナポレオン戦争当時すでに強力な産業資本家層の形成を見ていたイギリスでは、戦後間もなく自由放任主義運動や選挙法改正運動が抬頭し、ブルジョワ・デモクラシーの在り方が活潑に問われたのであつたが、こうい

う時代傾向を反映してT・B・マコーレー、T・E・メイ、J・R・グリーン、G・O・トレヴェリアンなどが輩出し、ホイッグ的立場から立憲政治の歴史や人民の歴史を書いた。アメリカにおける革命史研究は、イギリスのこの傾向を強く受けることとなつた。革命直後の極端に党派的なアプローチや、民衆を無視して革命の英雄だけをとり上げる態度は揚棄されたが、反面かえつてアメリカ革命の特殊性は抹殺され、これをイギリスにおけるデモクラシー発展の一環と見る弊害をもたらしたのであつた。つまり、アメリカ革命は僧侶や地主貴族に反抗したジョン・ラッセル、リチャード・コブデン、ジョン・ブライトらの運動或いはグラッドストーンの自由主義運動の符合物にすぎない、といふのである。<sup>④</sup> こういう考え方には、アメリカをイギリスと相違させた諸条件——大陸的孤立性、隣接地域に強国をもたない有利性、合成的国民性、なかならず世界史上ユニークなフロンティアの重要性など——は顧られていない。十九世紀末におけるアメリカ史学の自覚形成が、一つにはフロンティアの重要性の発見という形をとつたことは偶然ではないであらう。

ところで、十九世紀前半の歴史叙述をネヴィンズは「ニュー・イングランド・ルネサンスの文学的歴史」と呼ぶ。<sup>④</sup> 特にニュー・イングランドという名称を用いたのは、当時歴史文学者の大半がアメリカ史の叙述においてニュー・イングランドを中心とし、また彼ら自身が同地の出身であつたことに関連する。例えばW・H・プレスコット、J・L・モットリー、フランシス・パークマンはいずれもボストン人でありハーヴァードの卒業生であつた。この地方が最もはやくから開け、ヨーロッパと交渉の深い歴史をもつていた点を考えれば、彼らの関心が概して対外的または国際的な方面に向けられたことは想像に難くない。彼らの叙述は二つの点に特徴づけられる。(一)建国の歴史に情熱を傾けるよりも世界の出来事を扱おうとする傾向、(二)政治におき代えるに文学をもつてする態度である。(プレスコットとモットリーがともにアメリカ史自体よりもスペインやオランダなど外国の歴史を書き、パークマンのように新世界を舞台にした場合でも、これをラテン・旧教文明とアングロ・サクソン・新教文明の衝突という観点からとり上げた事実は注目してよい)。彼らの生命は文学的歴史であつた。ネヴィンズによれば「パノラマ的歴史」

である。彼らは歴史を實質的にも形式的にもドラマであり、文学的衝動をもつて書かれるべきものとした。その結果、客観性に欠けた。彼らは愛国的ないし王党派の偏見を揚棄し歴史を政治的手段化から解放したが、逆に歴史を文学の一部分に解消させるという結果をもたらしたのである。アメリカ史学の自覚が一つには西部への着眼であるとともに、二つには文学的歴史叙述からの解放という形をとつたことは当然の経路であらう。

しかしアメリカ史の叙述はいつまでも政治や文学の一分野、イギリス史学への追従の状態に停滞していなかつた。ニュー・イングランドの文学的歴史家であり、フランスのギゾーから“tres démocratique”、後のオズグッドからデモクラシーの“prosecuting attorney”と批判され、デモクラシー誇張の無批判的性質を指摘されたバンクロフト自身が客観的史料操作にのり出したのである。彼はゲッティングとベルリンとに学び、ニーブルヤランケの方法に馴染んだ。彼は三たび『合衆国史』を改訂した。初版では創作性が客観性に優越した。しかし再版では「懷疑性、オージェンティイ確実さ、根本史料への信頼、科学的精神が目だつて来

た<sup>⑥</sup>。そして一八八三—一八五年に決定版が公刊されたとき、彼はその後のアメリカ歴史学者たちに客観的・批判的方法なくして歴史研究はありえないことを身をもつて示したのであつた。彼がとり入れたドイツ的科學的方法是、ヘンリー・アダムズやハーバート・B・アダムズをはじめドイツで勉強した若い学徒に受けつがれ、いわゆる「サイエンティフィック・スクール」の拾頭に寄与した。バンクロフトが「アメリカ史学の父」といわれるゆえんである。こうして国内戦争と戦後の政治闘争を経て産業ブルジョワによる国家的統一を実現したアメリカが、ぼう大な資源と高度の機械化とをもつて「現代的アメリカ」の出発点に立つたように、その歴史叙述も一八八〇年ごろから新しい時期を迎えたのである。

## 2 その開拓者——特にアンドルーズ

さて歴史研究が客観性を帯びて来ると、植民地時代および革命期の真相もつぎつぎに明るみに出された。開拓者にイェール大学のC・M・アンドルーズ、コロンビア大学のオズグッドを挙げることができる。彼らはともに、革命の

理解は植民地側とイギリス側との双方からなされなければならぬ、という問題意識に立つた。その研究は期せずして、一八九八年のアメリカ歴史学会におけるレポートとして発表された（『アンドルーズ』アメリカの植民地時代、一六九〇—一七五〇年』オズグッド『アメリカ植民地時代史の研究』。しかもこれより先に、オズグッドの弟子G・L・ビアは『イギリスの対アメリカ植民地通商政策』（一八九三年）と題する論文を発表し、イギリス経済学者W・J・アシュレーの『歴史的・経済的概観』（一九〇〇年）によつて補説された。さらにビアは相次いで旧植民帝国史に関する研究を発表し、この方面での金字塔をきづいた（『イギリスの植民政策』（一九〇七年）、『イギリス植民制度の起源』（一九〇八年）、『旧植民制度』（一九二〇年））。二十世紀に入つて、植民地時代および革命期の研究はアメリカ史学界をにぎわしたのである。⑩  
 コロンビアでは師のオズグッドが主として植民地側の政治・制度史を研究し、弟子のビアがイギリス側のそれを専攻した。またイエールでは、アンドルーズが両側面を同時に担当した。この三人と、さらにハーヴァードにおけるヘンリー・アダムズの弟子エドワード・チャンニングが、一般に

植民地時代史ないし革命史の開拓者（インピリアル・スクールの始祖）に数えられる。いまここでは、アメリカ史学史の研究者マイケル・クロウスによつて今日なお決定版的意義をもつと称讃されているアンドルーズの業績だけを記すにとどめよう。

「百五十年の間アメリカは英帝国の一部であつたにかかわらず、アメリカ史に関するイギリス側の史料を発見しようとする系統的努力は歴史学者たちによつていささかも行われなかつた。」<sup>⑪</sup> こういう問題意識のもとに、彼はまず種の史料集を公刊し（F・G・ダヴェンポートと協同で『イギリス博物館内、一七八三年に至る合衆国史の写本史料手引き』。さらに『アメリカ植民地時代史に関するイギリス記録史料』、『イギリス公文書保存局内、一七八三年に至るアメリカ史料案内』）、次いでぞくぞくと研究を発表した。比較的初期の著作『植民地時代』（一九二二年）で彼はいう。この時期に関する従来の著作者たちは、植民地側だけを強調するかまたは逆にアメリカの特殊性を抹殺し、本国と植民地関係を等閑に附した。だから今日必要なことは、両者の比重の回復である。われわれが植民地時代史および革命史を（十分）理解しようとする

るならば、一方で本国側がどこまで植民地を依存状態におこうとしたかを見るとともに、他方で植民地が自己の問題を自己自身で処理する意欲をもつていた次第を見究めなければならぬ、と。こうして彼は本国と植民地双方の研究を進めたのであつた。

一九二四年に公刊された著作『アメリカ革命の植民地時代的背景』は右の立場を再確認したものであるが、最後の一章『一般的考察』において彼は当時の英本国のとりすました支配階級と、植民地に形成されつつあつた社会とを對象的にとり上げ、闘争が不可避であつたとする結論をみちびく（この結論は、一九二六年度アメリカ歴史学会での会長演説『アメリカ革命、一解釈』で強調された）。静的と動的、相反する社会形態から生じた「信念の衝突」(impact of conviction)の確認は、C・H・ファン・タインや近くはJ・C・ミラーらによつて拡充され、アメリカ革命のイデオロギーの解積を發展させる契機となつたといえよう。

一九三四年アンドルーズはいよいよ待望の傑作——彼の研究の集大成ともいふべきもの——、『アメリカ史の植民地時代』（四巻）第一巻を發表した。これにおいて彼がいお

うとした要旨は次のとおりである。初期のアメリカ史を学ぶものは、十七世紀と十八世紀との根本的相違を銘記しなければならぬ。十七世紀はアメリカにおけるイギリス的世界を示すものであり、そこにはほとんど厳密に「アメリカ的」と称しうる様態はない。ところが、十八世紀は到るところで「イギリス」アメリカ抗争」を提示する。われわれの歴史の植民地時代はアメリカ的というよりもイギリスアメリカ的なのである、と。こういう構想のもとに、彼は第一巻の後半から諸植民地の成立と發展とを刻明に記す。そして最後に政治上・憲法概念上の抗争がいかに重要であつたかをくり返し、革命の原因を主として経済的・社会的ファクターにおこうとする一派をきびしく批判しているのである。彼が革命の原因を具体的にどう解釈したかは後に述べられるであろう。ともかくサイエンティフィック・スクールの登場によつて、「革命運動が政府と個人、イギリスと植民地、社会的・経済的・地理的・宗教的諸力の複合性から生み出されたこと」はもはや動かしがたい事実となつたのである。

いま一度ふり返つて、十九世紀末までの革命史把握を検

討して見よう。愛国派の見解に端を發してパンクロフトの文学的且つ国民主義的叙述に流れこみ、広く教科書に採用された革命史は次のようであつた。革命はすべての植民地人が専政を嫌い自由を愛したという、主にそれだけの理由で起つた。つまりすべての植民地人は、自己を支配すべき自己自身の権利を外部から無視されたため憤慨し、従つて彼らすべてが政治的自由と平等との原則にもとづく独立国家をつくるため英雄的反抗に立上つたのである、と(パンクロフト自身、航海条例が圧政そのものであり、それゆゑ植民地人は一致して圧政に航海条例に反抗した、ときめつけている)。

しかしサイエンティフィック・スクールの登場によつて、従来の単純な公式——自由のため一致協力した人民と自由を拒否した制度、兩者間における言葉のうへの不一致から生じた闘争——は存在価値を失つてしまつた。愛国派が政治的理想のためにつくした没我的献身を革命の唯一の原因と見ることは、なるほど国家の伝説ではあろう。しかし、それはほとんど正しい歴史ではない。独立への主張を明示するうえにおける愛国派指導者たちのいちじるしい遲滯性、私的利益からんで植民地人相互の間に見られた一体性の

欠除、これらは嚴然たる事実として認められなければならぬ。こうして十九世紀末から歴史学者たちは經濟的利害、主体的人間と客体的な出来事との偶然的(ないしは必然的)連鎖、人間個人の野心、革命指導者やイギリス国会議員の偏見といつたような問題に細心の注意を払つて来た。

そしてこれらの研究をとおして、英帝国内での自治運動から独立運動に至る闘争の發展段階を結ぶ論理を發見しようとした。その結果、今日のアメリカ革命史研究者の間には、一般的諒解ともいわれるべきものが存在している。すなわち、なぜ革命戦争が行われたかを理解するためには著名な政治的スローガンや合言葉を顔面どおり受けとるだけでは不十分なこと(或いは誤りさえもあること)、各種の個人・集団・地域・社会階層の動きを檢討すべきこと、英帝国内いし世界の諸問題とイギリス・アメリカ抗争との關係を知る必要もあること、などである。革命の原因が複合的であり根深いものであつたという想定は、もはや客觀的に基準化された事実といつて過言でない。

## 二 革命原因論の諸相

こうして冒頭にかかげたシュレージンガーの言葉は、過去二世代以上にわたる客観的な革命史研究の基本をいちはやく表明したものであつた。だがしかし、複合的諸原因のなかでなにがより、基本的であつたかについては今日な必ずしも客観的基準を得ていない。それどころか、相反する見解が同時存在する現状といつてさし支えない。カテゴリーを二つに分けて簡単な紹介と所見とを述べるのが本章の課題である。

## 1 第一カテゴリー

もちろん革命の原因の複合性を認めるが、自治に関する植民地側の思惟が最も重要であるとし、革命派の政治思想は直接的・物質的利害をもつてして十分説明されうるものでないことを主張する。概してインピリアル・スクールに代表され、大体において革命史研究の主流をなす（ここではアンドルーズを中心として、ピアおよびファン・タインだけに触れる）。

C・M・アンドルーズ　まず彼は十八世紀中ごろのイギリスの状態を述べる。当時のイギリスは精神的・社会的・

制度的に平衡状態を保つていた。人民の思想および生活は形式的・月なみであり、新しさや変化に対して自己を閉ざす風があつた。最も啓蒙化された人々でさえ現存秩序を考えられうる最上と見なし、概して事態をあるがままに放つておくことで満足していた（この点が、同じインピリアル・スクールに属しながら闊達性(Liberalism)を強調するT・H・ギブソンと異なるところ)<sup>10)</sup>。このような慣習性は、支配階級が地主層から成つていた事実と表裏する。彼らの抱く封建的優越感、伝統に対する強い固執性が国会または地方政治に決定的な影響を及ぼしていたのである。

ところで国民生活における慣習性は、政府の対植民地政策にも顕著に現われた。植民地は日進月歩したにかかわらず、本国政府は一世紀近くわたつて政策を変えなかつた。商務院(Board of Trade)が存在した八十六年間(一六九六一七八二年)を通じて、それはなんらの修正をも要求されていない。また、植民相なるものは革命戦争の直前まで設けられなかつた。植民地総督に宛てたばう大な辞令書や訓令書中にも、ただ一つの例外を除いてこの八十六年間注目すべき前進は認められない。こうして約一世紀の間、植民地



をどうすべきかについてのイギリス側の考えは重大な変化を来たさなかつたのである。

上に見たような植民地統治上の不活潑さは、相変らず慣習的な植民地観を反映している。地主層の出身として、国会議員や行政部役人の政治思想は彼らが小作農民との間にもつ關係から類推された。つまり、植民地は国王の小作地と見なされた。ちようど地主が地代によつて生活したように、国王と王国とはアメリカからの収入によつて利益を得なければならぬと考えられたのである。

これに反し、植民地は新しい環境、従つてさし迫つた必要から新しい秩序の社会および政治組織をつくりつつあつた。イギリス人がどのようにしてアメリカ人になつたかは未だ適当に説明されていないが、それは(一)封建的要素を漸次除去する物語であり、(二)本国の通商政策が植民地側に課した諸規制に漸次自己調整してゆく物語であり、(三)自治の技術としてとり入れられた植民地議会や教育その他いろいろの経験が充実してゆく物語であり、(四)特に——植民地時代史においてこれほど重要なことはないが——本國議会の追従機関と見なされた植民地議会が漸次脱皮・自立してゆ

く物語である。植民地議会は外部からの干渉に対する長期の抗争をおして、当時イギリス庶民院がそうであつたように自覚的強力な立法団体へと発展した。植民地議会の独自の成長こそ、とり立てて注目されるところでなければならぬ。イギリス側がこれを本國議会の亜流と考えたにしても、その考えはいささかも植民地側に通じなかつた。両者の見解の衝突、つまり信念の衝突がアメリカ革命の原因なのである。だから、革命の原因ないし性格は次のように結論される。それは「主として政治的・憲法的運動であり、第二義的にのみ財政的・商業的ないし社会的運動であつた。根柢に横わる基本問題は植民地の政治的独立であつた。そしてさらに究極的に分析すれば、抗争はイギリス議会と植民地議会との間に存在した」と。<sup>6)</sup>

このように革命を主として政治上・憲法上の運動とし、両議会の信念の衝突を強調したアンドルーズは、次いで革命の経済的解釈に次のようなきびしい批判を行なつてゐる。経済的決定論者たちは革命がイギリス重商主義規制からの解放をめざすアメリカ商業・プランター資本主義の動きであるか、またはアメリカを工業規制から解放させるため

の運動であつた、と信じている。しかし実際には、理論で考えられるほど画一的な重商主義体制なるものは存在しなかつた。イギリスの政策は一七六三年以前においてさえ、必ずしも全面的に商業資本家本位マーカントライストとはいえない。政府は商業資本家の要求や繁栄とならんで、国庫からの要求や国王の大権、議会の立法的權威などを考慮しなければならなかつた。しかも一七六三年以後、イギリスの対植民地政策は多くの重要な点において明白に商業資本家の利害と喰ひ違つて来た。国王の布告、印紙条例、宣言条例、クエベック条例などはその目的において決して商業資本家本位ではない。同様の正当さをもつて次のことがいえるであらう。砂糖条例やタウンゼンド条例はより多く歳入のための対策であつて、資本家の繁栄以上に国庫が必要としたところのものである、と。けだし、七年戦争後の負債は一億四千万ポンドに達したからである。要するに政府は商業資本家の利益以外の他の利益を顧慮せねばならず、彼らの要求を十分満たすことは困難であるとさえ感じた。当時イギリスにおいて、行政部の行為や議会の立法が実業家の圧力によつて必然的に決定されたと主張することはまったく臆測にすぎ

ない。なぜなら商業資本家が欲しなかつた点は、植民地への課税であつたからである。

ところで植民地側は本国の政策に強く反対し、ニュー・イングランドを先頭として対英ポイコットを断行した。しかしこれにおいて、植民地側は革命を準備していたのではない。ただ通商上の不満の除去、イギリス議会との折衝を意図したにすぎない。そもそも、ポイコットははじめ通商制限や財政的負担に対する抗議であり、主として商人層がイニシアティブをとつた。しかしやがてそれは商人層の指導から他のグループ、通商問題を二義的とし「人間の権利と自由」を問題にしたグループの手に移つた。彼らは通商上の不満といつたようなことでなく、憲法上の要求を第一義とした。このような要求——それは根柢において、植民地各個がそれぞれ自己の問題を自己自身で処理しようとする決意を代弁したものに他ならない——の背後には、いちじるしく多様な地方的不満があつた。財政上の、土地関係の、政治上の、宗教上の諸不満が。だからすべてに共通した一つの不満があつたとか、その不満がまつたく商業的或いは工業的であつたとすることは事実に反するのである。

ところで、憲法上の問題ははやく一七六五年（印紙条例をめぐつて）に起つている。そして通商上・財政上の不満がボイコットの失敗とともに重要性を減ずるに及び、憲法上の

論争が七〇年以後の主要問題となつた。植民地諸都市や諸議会の決議文、大陸会議の宣言文や独立宣言書のような公文書のなかには、イギリス、重商主義の束縛からの解放を示すような語句、或いは工業への束縛から解放されようとする要求はきわめてわずかである（例えば独立宣言書の二十七項目中、経済的不満を示すものは一つにすぎない）。それどころか、第一回大陸会議の「宣言および決議」(Declaration and Resolves of the Continental Congress) は次のように謳つて

いる。「われわれは、帝国全体の通商利益を本国に確保せしめ、且つ本国内それぞれの構成分子の通商利益を確保するため、イギリス議会の法律が誠意をもつてわれわれの対外通商を規制するにとどまる限り、かかる法律の施行に喜んで同意するものである」と。要するにアメリカ側の抗議は一七六三年前に行きわたつていた「調和と統一の状態」、つまり「帝国全体に恩恵的であり、またアメリカ全体からも強く希求せられた」状態——その状態においては、かえ

つて政府の目的と商業資本家の利害とが六三年後よりもなるかに一致していた——に帰ること以外のなにももなかつたのである。

人は次の事実を疑わないであろう。自治および独立への運動の背後には通商上・財政上・法律上・社会上・工業上の諸要因が存在したことを。しかし以上のどの一つも、それ自体では革命をもたらさなかつたであろう。だから過去の出来事を階級闘争、経済的利害の衝突だけとして見ることは、歴史のあまりにもはなはだしい単純化である。けだし、問題の単純化は必ず極端に単一化された解答をもたらすからである。また、植民地生活の社会的側面をいかに多く研究しても——今日まるでなにか新しいことのように誇りとされているが——、それだけでは一七七五年から七六年に至る事態は説明されえないであろう。他を排除して経済的様態のみを強調することは、物的資源を人間の幸福のために活用する精神力をとり上げず、感情や道義性の影響力を無視し、人間性の豊沢な素質や取捨選択に迷う政治家の悩み、或いは出来事自体のもつ気まぐれと不確実さを軽視して、人間の出来事を物質的な事柄だけから解釈するこ

とである。アメリカ革命史の学徒はなによりもまず、植民地生活の制度上・構造上の様態を強調しなければならぬ。

### G・L・ビア

政治上・憲法上の運動を第一義とし、イギ

リス議会と植民地議会との見解の衝突を重視したアンドルーズの立場は、大体においてビアにも通ずる。彼は旧英帝国における互恵性を指摘し、七年戦争後の歳入対策に革命的決定要因を認め、<sup>⑧</sup>「社会心理」的要素を強調する。「なんらかの政策が二つの社会集団の關係に及ぼす力学的影響を研究する場合には、しばしば、その集団の考えたところのことが実際にあつたことよりも結果として現われるという事実を知るのが肝要である。例えば、英本国からの輸入品に関税を課しえなかつたことが、植民地側では完全な行動の自由を束縛するものと意識された。植民地側が植民地側に最も満足を与えなかつたのは、実にこの点であつた」と。<sup>⑨</sup>つまりビアは、革命の原因がイギリス政府による規制の実際よりもその権威の無制約性であり、植民地における完全自治の要求と抵触した点にあつたとするのである。

### C・H・ファン・タイン

アンドルーズやビアらによ

つて指摘された政治思想上ないし社会心理上の抗争を本格的に検討し、それが強制的課税とならんで革命のより基本的な原因であつたとする。要旨を述べよう。

人は次の重要な事実を見のがしてはならない。すなわち、アメリカ革命は政治的にいつて英本国と十三植民地との衝突であつたばかりでなく、英国内の党派的戦争であつたといふことである。

アメリカ人のなかには、マンズフィールドを頂点とするイギリス官吏群の意向の弁護人がいたし、イギリスのなかにもピットやバークのように植民地に寛大な人々があり、さらにカムデン卿やジョン・カートライトのように、イギリス立憲政治原理の解釈においてサミュエル・アダムズやジェームズ・オーティスと一致した人々もあつた。しかしカムデンやカートライトのような考えをした人々は、イギリスでは少数派にすぎなかつた。それに反しアダムズやオーティスに同調した人々は、アメリカでは多数派を占めた。このような事態が帝国の統一を脅かしたのである。アメリカとイギリスとは共通の根源から発する政治的原理および伝統をもち、政治的自由への理想において不思議なほどよく似ていたし、社会正義への觀念も共通であつた。にもかかわらず、歴史上の機会と環境とが政治的自由を享有するうえの相違をもたらしたのである。この対応性はいかに強調してもしすぎることはない。サミュエル・アダムズをはじめ多くのアメリカ人は次のように確信した。イギリスの立憲政治原理は「神と自然との法」によつて定められ、法および理性の原理に立脚している。だから議会はそれを

変更することができない、と。ところがマンズフィールドをはじめイギリス人の多くは、次のように主張した。イギリスの政治原理は常に動きつつある。マグナ・カルタでさえ今日では一部分立憲的でないため、修正の要があると。二つの観念の間には妥協を見ることは困難であった。こういう政治的思惟における基本的相違が、本国と植民地との双方を性急且つ懐疑的にしたのである。――両者が航海条例や印紙条例をめぐって論争し始めたときに、要するに、政治思想の相違が強制的課税という具体的問題と同様に、帝国を瓦解させる原因であった。

## 2 その補遺

アンドルーズ、ビア、ファン・タイン系列の「信念の衝突」をさらに整理したのが、近時革命史研究者として知られるJ・C・ミラーである。彼はハッカーやビーアドと同様経済的動機的重要性を認めながら結局は経済的動機以上のもの、つまり政治的・精神的自由への要求を高く評価し、アメリカ精神とイギリス精神との背反を革命のより基本的原因におこうとする。彼の言葉を借りれば、「イギリス人とアメリカ人が武力に訴えるまで十年間抗争の武器としたものは実に思想であつた」。その意味で彼は経済的解釈に

着眼しながら、つまるところアンドルーズやビーアの線に立とうとするものようである。革命の原因に関するミラーの要旨を聴こう。

確かに、植民地人の不満の背景には経済的理由が存在した。しかし注目すべき点は、七年戦争が終るまで彼らは経済的自由への諸制限に対して強い抗議を行わなかつたといふことである。なるほど種々の制限が加わつた。だがたとえどのような条例が実施されたにしても、植民地経済の打撃は大したものではなかつた。植民地には重要な羊毛品取引はなかつた。また帽子取引の禁止や鉄工業の規制も、それほどの窮状をもたらさなかつた。これらの物品はアメリカでつくられるよりも本国から輸入した方が安くつくからであるし、失業者も常に農業方面へ吸収されるからである。そのうえ帽子・羊毛・羊毛品は、一植民地から他の植民地へ輸出してはならないことが主として規定されたにすぎないのである。植民地工業の最も重要な部分は大して制限されていない。例えばニュー・イングランドは大量の靴をつくり、他の植民地との間に広汎な靴取引を行なつたし、石鹼・蠟燭・皮革製品・馬車類の生産もイギリス議會

の干渉なくして行われた。従つて、アメリカ人はどのよう  
に経済的統制が加わつても、それが圧政とは容易に感じな  
かつた。彼らがそれを自覚したのは、ようやく印紙条例の  
通過後にすぎない。本国からの相次ぐ経済統制が真に革命  
史上に重要な意義をもつのは、それが植民地経済に与えた  
影響であるよりも、むしろ植民地人の心理に与えた影響で  
あると思われる。つまり植民地人は羊でありイギリスの商  
工業者は羊飼である、といつたフランクリンの不満に見  
られる心理であろう。なるほど疑いもなくアメリカ革命運  
動の根柢には経済的不満があり、それが北部商人や南部ブ  
ランターの態度を決定するうえに重要な役割を演じた。だ  
からといつて、アメリカ人が堪えがたい経済的圧迫から叛  
乱を起したと見ることはできない。一七六三―一七六五年に七  
年戦争後の不況があつてからは、概して革命戦争に至るま  
で植民地は繁栄した。人口は一世代ごとに倍加し、イギリ  
ス製品に対する需要もそれにつれて増加した。多くのニュ  
ー・イングランド都市では、生活の困窮を訴える人はほと  
んどなかつた。事実、海港都市はビジネスを謳歌しつづけ  
た。それゆえ一七六五年後におけるアメリカの自由と安寧

とに対する脅威は、通商や工業生産に課せられた諸統制か  
ら来たというよりも植民地から歳入をあげようとするイギ  
リス議会の意図から来たものと考えられる。つまり、イギ  
リス議会がアメリカ人の政治的権利を侵害したことに對す  
る反抗であり、経済的不満は二義的であつた、と。形而下  
的諸条件の重要性に着眼しつつも、革命の原因をそれ以上  
のものに綜合しようとしたミラーのアプローチは、研究者  
にとつて魅力であるに違いない。

では社会運動としてのアメリカ革命を「きわめて簡潔・  
明快また説得的に」提示し、ビーアドらの絶讃を浴びて不  
朽の名を残したアメリカ社会史の開拓者フランクリン・ジ  
ームソンはどうか。社会史家F・B・トールスは彼を評  
価していう。「一八九三年のターナー、一九一三年のビーア  
ドと同様、一九二五年プリンストン大学でのジェームソン  
の講義は近時におけるアメリカ史学の一時期を画すべき業  
績であり、新しい歴史研究と解釈とを示す道標であつた。  
ジェームソン以前には、革命は政治的・外交的・軍事的歴  
史の一章であつた。ジェームソン以後それはなにか違つた  
もの、より大きなもの、すなわちアメリカ社会をゆすぶる

騷擾、アメリカ精神の急激な発展となつたのである」と。<sup>②</sup>  
 そのように、彼の力作は今日もなお半古典として生きつづけるものである。にもかかわらず、はじめに革命の社会的・文化的様態を包括的にとり上げたジェームソンにおいてさえ、その原因の政治史的解釈という点ではアンドルー・ズビーアの域を出ていないのである。

まず彼はフランス革命と比較しつつ、アメリカ革命の性格に触れる。後者を前者と同じように見ることは、その最もいちじるしい対蹠性を無視することである。アメリカ革命を起した人々の意図は、明らかに政治的であつて社会的ではなかつた。これに対しフランス革命の場合には、革命派は不正な政治および社会組織のいずれにも反抗した。アングロ・サクソンの革命はそうではない。彼らは自己の社会組織を破壊することも改造することも欲しなかつた。彼らは政治的自由を求めはしたが、革命を一定の限界（植民地の独立）以上に拡大するつもりはなかつた、と。<sup>③</sup>

では、もつぱら植民地の独立を意図した革命を理解するに当つて、なぜジェームソンはそれを「社会運動」という観点から捉えたのであろうか。趣旨は次のように簡単であ

る。確かに革命派は政治的目的だけを追求したが、政治組織と社会組織とはきわめて密接な関係をもつているため、前者が急激に変化するのに後者が変らないでいるはずはない、と。つまり、植民地独立運動に附随して起つた社会的変化の諸様態を見るのが彼の課題であつたのである。<sup>④</sup> 狭い意味の社会的様態だけでなく経済的・政治的・文化的諸相を検討しながら、アンドルーズらの政治史的把握がジェームソンにも基調をなしていると考えられる。

### 3 第二カテゴリーと革命原因論の検討

さて第二のカテゴリーは、本国と植民地間における政治上・憲法上の思想の相違を先のグループほど決定的とは見ない。つまり、政治上・憲法上の見解の相違はより基本的な経済的・社会的要因の所産にすぎないか、またはたとえ前者が抗争の主要因であつたとしても別種の抗争（経済的・社会的抗争）がなかつたならば、それは容易に避けられたであらうと考える。ここではL・M・ハッカー一人を挙げて、大体の傾向をうかがつて見よう（このグループには、ニュアンスの相違はあれC・P・ネットルス、H・M・モレリス、ミリア

ム・ビーアドらが含まれる。<sup>⑤</sup>

彼は考ふる。植民地とイギリス間における商工業的利益の衝突が革命の原因であつた。だから、革命の成功は構造的論的にならば、イギリス商業資本主義に対するアメリカ商業とプランター資本主義の勝利として捉えられる、と。

こういう立場から、アンドルー・ブローリア系列に在る一群の歴史学者への彼の批判はすこぶる攻撃的調子を帯びている。

「アメリカの学者たちは、一七六三年ピットをして仏領西インドの代りにカナダを要求させた動機につき、多年ビーアの誤つた解釈に迷わされて来た。ビーアの主張は次のとおりである。ピットは帝国維持の大きな夢をもつていた。

この夢とそれから生じた帝国政策とが、植民地と本国間の抗争を準備したのである。まず英帝国は、賢明なインディアン対策を講ずる必要があつた。そのためには、アレガニー山脈以西により以上の移住を行なうことは妨げられねばならず、植民地毛皮商人のインディアンを搾取も抑止されねばならなかつた。また英帝国は、国防衛体制を必要とした。そのためには、本国軍隊が植民地に派遣され、軍隊の駐屯および維持のための方策が講ぜられなければならなかつた。

さらに英帝国は、歳入を必要とした。そのためには、あらゆる手段をもつて新しい財源を開拓しなければならなかつた。こうして情況の鎖は完全となつた。しかし、この鎖は最も

弱い環——実に長い間わが道を行くことを許されて来た自由を愛する個人主義的な植民地人から、課税という手段を用いて資金を徴発したこと——で、ふつつりと切れなければならなかつた、と。このようにビーアおよび彼に従つた研究者たちはいうのである。しかしながら一七六三—一七五九年の事態は、イギリスの政策が実際には決して変らなかつたということ、すなわちピットおよびその後継者たちはクロムウェルが一世紀以上もまえに敷設したと同じ線を正確に辿つていたということを理解しない限り、なんらの意味をもたない。彼らの計画の目的は、植民地資本家との競争の結果いまや危殆にひんしたイギリス資本家の擁護であつた。もし植民地から歳入をあげることに関題の中心があつたとするならば、印紙条例やタウンゼンド条例の急速な撤回ならびに糖蜜関税の引下げをわれわれはどう説明すればよいか。さらにまた、種々の点から航海条例を強化し通過条例を可決し、鉄を列挙品目のリストに加え、葡萄酒貿易



の統制権をイギリスに確保させ、植民地の茶販売業に対して東インド会社に独占権を与えようとした企図を、われわれはどう説明すればよいのか。抗争は従来やかましくいわれて来たような、政治上および憲法上の概念をめぐって行われたのではない。課税権および、究極的に分析するならば、自然権をめぐって行われたものでもない。それは植民地の製造業、未開地と毛皮、砂糖、葡萄酒、茶ならびに通貨をめぐって行われたのであり、これらすべてはただ、重商主義体制の帝国に植民地機構内でイギリス商業資本主義が生き残るか崩壊するかを意味したに他ならないのである」

ハッカーがインピリアル・スクールに対していかに批判的であつたかは、以上で明らかであろう。

イギリス商業資本主義とアメリカ商業資本主義との抗争というハッカーのシェーマは（資本主義の概念規定は一応ここで措くとして）、ジェンセン教授もいうように広い意味で一般に承認してよいであろう。もちろん一九三五年のハッカー（論文『第一次アメリカ革命』を書いたころのハッカー）の言葉のなかには、インピリアル・スクールの政治史的・制度史的解釈に対する意識的反撥が潜み、従つて多少の誇張

があつたことは否めない。ギブソンが極力主張しているとおり七年戦争は近代史上稀に見る大戦争であり、それゆえ戦後のイギリスが新しい局面に即応するため或る程度の政策転換を必要としたことはアンドルーズやビアラとともに事実とせねばならぬ。その意味で、ピットおよびその後継者の政策をクロムウェルのそれとの連続面からのみ見るハッカーの解釈は、誇張のそしりをまぬがれない。事実われわれは新しい事態の到来を、対植民地西部規制や歳入対策に見いだすのである。しかしながら反面、七年戦争によるイギリス政策の転換性を過大評価するビア一派に対しても、われわれはより以上の疑問をもたざるをえない。第一に、戦後のイギリスの政治と商業資本家の利害とをそれほど切り離して考えるべきか。戦前において、帝国の安定と商業資本の繁栄とはほぼ同義語であつた。それは戦後においても、新しい情勢のもとで新しい情勢に即応しつつ——そのためには或る程度の政策転換を必要としつつ——、連続したと考えるべきではないか。ビア一派は、一七六三年イギリスが商業資本家の要求する仏領砂糖諸島ではなくてカナダを領有したこと、印紙条例ないしタウンゼンド条例が

商業資本家の反対を押し切つて可決されたことを強調して、「マーカンテイリスト」から「インペリアリスト」(帝国支配を第一義とし、イギリス議会の優越を信条とする政治家群)への転換のしるしとするが、<sup>⑧</sup>それでは逆に印紙条例やタウンゼンド条例が急速に撤回されたのを彼らはどう解釈するであろうか。われわれはパークの記述などから、それが院外室にひしめく商業資本家の要望に応えた結果であることを知つてゐるのである。<sup>⑨</sup>またカナダの領有はC・P・ネットルス教授がそのすぐれた論文で確証してゐるように、すでにアン女王時代から熱烈に要求されていたところであり、しかもそれは商工業的利益からの要求でもあつた。<sup>⑩</sup>七年戦争においてはじめて、そして商工業的利益とは別個の角度からカナダ領有が決定されたというようなものではない。いわゆる「マーカンテイリスト」と「インペリアリスト」とは立場の対置性ないしズレからでなく、むしろその共通性ないし同一方向において捉えられるべきではないか。例えば、帝国保持の目的からする植民地西部への新たな規制は、イギリス投資家の利益と切り離して考えられないといつたような点である。七年戦争後のイギリスの政策をどの程度

まで戦前と切り離して考えるか、どの程度連続面を強調するかは依然として残された問題であろう。

第二にアンドルーズやビーアは、反英運動のイニシアティブが商人層から別のグループへ、つまり通商を二義的とし憲法上の要求を第一義とする連中へ移つたと主張することによつて、経済的動機の重要性を引下げる理由としてゐる。しかし、商人層に対抗する都市および周辺農村の急進勢力、すなわち「サンズ・オヴ・リパティ」の憲法上の要求は、彼らの経済的利益と決して無関係なのではない(比較的小さく革命運動に立上つた西部農民の場合も同様である)。後にも触れるように、戦後の不況で失業するか或いは生活の不如意を体験した中下層「債務者層の経済的要求がここに裏づけされてゐるのである。なるほど革命の原因は複合的であつた。だが複合性のなかに経済的動機が大きなウェイトを占め、それがまた七年戦争前からの根強いものであつた次第は革命史を学ぶものが再認識すべき点であろう。もちろんこれを再認識するためにはイギリスの規制が土地所有、プランテーション経営、通商・航海、工業生産、通貨の諸領域においてどのように効果をあげたかまたはあげなかつ

たか——従つてどのように植民地側の反撥を買つたか——を具体的に検討し、プラス・マイナスの決済をする必要がある<sup>⑩</sup>。不十分ながらこういつたアプローチについては、他日発表の機会があるであろう<sup>⑪</sup>。いづれにしても、経済的動機は革命の原因の複合性を強調することによつて割引きされるよりも、たとえ相対的であれ、むしろその重要性を確認されるべきものと思われる。いわゆる「内部革命」(Internal Revolution)の否定論によつて話題を蒔きつつあるR・E・ブラウン教授は政治的・宗教的動機を指摘し、革命の原因の複合性を認めながらも現に次のように結論している。内部課税計画はいうまでもなく経済的側面をもつたし、茶条例に内在した独占の脅威も経済的影響をもつものであつた。だから、アメリカ人が自己の経済的利益に反すると考えた重商主義体制に反対したのは、なんら不思議ではない。「疑いもなく、経済的動機が基本的であつた<sup>⑫</sup>」。しかも彼はそれを単に七年戦争後においてだけでなく、速く十七世紀末からの根深いものとして捉えているのである。

革命の複合的原因のなかにおける経済的動機の比重の問題は、いきおい近時評判の高いミラーへの疑問にも通ずる。

彼の要旨をくり返そう。七年戦争が終るまで、アメリカ人は自己の経済的自由への諸制限に対して強い抗議を行わなかつた。彼らが経済統制を圧政と感じたのは印紙条例以後であつた、と。しかしもしそうであるなら、七年戦争のはるか以前から存在していた植民地側の経済的不満（ここで検討する余裕はないが、例えば本國による対植民地デフレーション政策、工業上の諸規制——なかでも艦船資材条例や白松条例、帽子条例や鉄条例——、免役地代の徴集、煙草プランテーションへの措置など）、そして時として起つた反抗運動はこれをどう解釈したらよいのか。戦後の事態ははやくからの根強い不満や反抗に新しい不満がつみ重ねられた結果と解すべきであろう。

第二にミラーは不況期を一七六三—一七六五年、以後を好景気の時期と設定し、また六七年までに大半の植民地が負債を皆済した点を強調して、「好景気に起つた革命」論を提示する。そしてここから必然的に、革命が経済的理由よりもむしろ政治的ないし精神的理由にもとづくことを推論するのである。しかし彼による好景気・不況期の設定は、アン・ペザンソン女史らの精緻な研究を参考にする限り必ずしも正確ではない<sup>⑬</sup>。そのうえ、革命運動の起点と見ら

れる印紙条例一揆は不況の最もはげしい時に起され、七四年から翌年の武力衝突に至る事態の展開もボストン港閉鎖に始まる不況期と符合している。経済不況がどの程度まで反英運動と関連したかは、経済史のC・W・ライト教授もいつているように今後徹底的に研究されなければならないが、<sup>⑧</sup>原料のなからわれわれは次の事実を引出すことができる。すなわち不況に直面していくたの著名な商家が破産し、商人の被雇傭者となつていた手工業者たちは失業におそわれたし、自己自身小商人を兼ねた手工業者たちも相互の貸借関係を通じて連帯的運命におかれ、債務のゆえに当事者の一人が投獄されれば辛づる式に類は他に及んだという<sup>⑨</sup>ことである。しかも記憶すべき点は、不況が単に平時経済への移行という自然的条件によつてだけでなく、イギリスの対植民地規制によつてもたらされたという事実である。<sup>⑩</sup>ほぼ時期を同じくした本国の歳入対策や通貨条例或いは西部への規制が、植民地側の経済的不満を喚起したことはよほど重視されなければならない。こういう事情を顧慮すれば、大半の植民地が負債を皆済したというようない一般論は革命の原因として大して重要性をもたない。反対

に、不況に直面し連帯的運命に立たされた都市の小市民層、土地所有や課税その他をめぐつて本国政府および植民地富裕者層に反感をもつた辺境農民、時とともに負債を重ね革命戦争直前には五百万ポンド近い負債(植民地人全体の負債の少なくとも六分の五)をもつた煙草プランター、密輸を抑止された不法商人など特定の経済的・社会的集団の不満、従つて彼らの革命性こそが問われなければならないのである。

第三にミラーの大きな欠陥は、C・W・アルヴォードやT・P・アバネシーらによつて展開された西部規制の問題が等閑視されている点にある。<sup>⑪</sup>その限り、アレガニー山脈以西に進出しようとした辺境農民、同地方への土地投機に新生面を開拓しようとした奥地プランターの革命性は十分理解されない。

### 三 内部革命運動論の諸相

#### 1 インピアリアル・スクールへの疑問点とジェンセン説

さて局面を変えて、いま一度第一カテゴリーと第二カテゴリーとの検討に移ろう。ハッカーは、イギリスとアメリカ両商業資本主義の抗争として革命の性格を捉えた。そし

てそれは確かに、広い意味では正しかった。しかしここに一つの問題が残る。こういう構造論では、植民地内部での利害や思惟の対立は十分明らかにされないのではなからうか。植民地富裕商人の利害および思想は、基本的に急進派のそれと相違していた。辺境農民、都市の労働者・職人その他総じて急進派の不满は、イギリスに植民地商業資本主義抗争というシェーマからどう説明されるか、また革命ほどの程度までこれら急進派の、或いは保守派の一群（愛国保守派）の仕事であつたか、という疑問である。ハッカーに對するこのような疑問は当然他のカテゴリー、なかならずアンドルーズやビアなどへの疑問にもつながるであろう。要点を社会運動ないしは内部革命運動（或いは革命内の革命運動、内部反抗）と呼ばれている事象にしぼつて、若干の所見を述べるのが本章の課題である。

さてインピリアル・スクールが革命の原因を単に植民地側からだけでなく、英帝國的視野において捉えようとした客観的態度は高く評価されなければならない。また彼らが、利害の共通しない十三植民地に協同の抵抗線を形成させた要因として植民地議会の存在を重視したことは、確か

に傾聴に値いする。しかしその反面、あまりにも植民地と本国との対抗關係に視点を置きすぎ、植民地内部の社会緊張は概して軽視されているのではなからうか。すでに今世紀はじめ、カール・ベッカーは周知の著名な命題を提出した。

アメリカ革命は「二つの一般の運動の結果であつた。自治および独立のための闘争と、アメリカ政治および社会の民主化とである」と。もしこの命題が正しければ、次のように論を進めることも不当ではなからう。すなわち一方で自治ないし独立、他方でアメリカ自体内の民主化運動は決して相互に關連のない平行線なのではない。基本的に両者は切り離せないものであつた。なぜなら英本國に對する植民地愛國派の反抗は、同時に植民地内にあつて英本國に追従する王党派——その中核は政治的にも經濟的にも英本國と直結した植民地内特権グループ——を媒介として、そのままただちにアメリカ内部の社会抗争を意味したからである。それだけではない。アメリカ内の社会抗争は同じ愛國派内の保守陣營と急進陣營との關係にも現われている。このような複合性をもつた社会運動としてのアメリカ革命觀は、アンドルーズや殊にビアには稀薄である。彼らのい

うように、革命が第一義的に植民地の自主・独立運動であつたことは間違いないとしても、自主・独立運動に密着していま一つの運動が存在していた事実もまた否定することはできない。だから、究極的形態としてアンドルーズが示した本国議会对植民地議会の抗争は、植民地内デモクラシー運動と切り離せないものとして捉えられるべきであらう、と。

アンドルーズ・ビーアへの以上の疑問はまた、アメリカ社会史の開拓者ジェームソンへの批判にも通ずる。はじめて包括的に社会運動としてのアメリカ革命を提示したジェームソン自身が、内部社会運動を独立運動の附随的事象と割切ることによつて批判されるといふ現状は、ここ一世代における地方史研究の発達を物語るものである。それらの成果は後ほど要約することとして、目下問題点とする社会運動ないし内部革命運動に関しわれわれは三つの注目すべき論考（ジエンセン、R・E・ブラウン、R・B・モリスのそれ）をもつているのである。

**M・ジエンセン** 彼は商業資本主義体制間の抗争といふハッカー理論を広い意味で承認しつつ、その背景にはやうからアメリカ社会内の緊張が一貫して存在していた事実

を注視せねばならぬとする。⑩ 要点を述べよう。

アメリカ革命史を理解するにはいくたの例外的矛盾・撞着を考慮する必要がある。しかし基本的には、史的連続性をもつ社会・政治闘争という見地から、急進派と保守派とにおける利害および思想の相違を見ることが肝要である。従来解釈に筋が通らなかつたのは、革命派をすべて急進派ときめつけたところにある。なるほど急進派の大半は革命派であつた。しかし革命派のなかには、急進派でないものも相当数いたのである。保守派とは、独立を欲すると否にかかわらずともかくアメリカ社会に「アリストクラティック」な秩序を維持させようとした人々であり、急進派とは現存秩序の変革——当時デモクラシーという言葉はなにほどの意味をもたなかつたが、この言葉を用いるとき最もよく表明されうる変化——を求めた人々であつた。前者は概して独立に反対した。ところが後者は独立のみが内部革命を可能にすると自覚するにつれ、イギリスへの単なる反抗から独立の主張へと変容した。従つて「保守主義」ないし「急進主義」は、イギリスに対する党派の態度を指すのでなく、およそ社会や政府というものに関する

より基本的な態度に用いられるのである。イギリスへの態度はその反映にすぎない。それゆえ、アメリカ革命は植民地とイギリスとの戦争以上のものであり、「相対的に、だが基本的に十三植民地内の民主主義運動」であつた。第一に、連合規約は独立宣言の原理の表明に他ならなかつたし、新しい各邦の革命憲法もたとえそれが保守勢力の指導下にあるところで注意深く書かれたとしても、デモクラシーを可能にしたのであつた。立法部が優越性をもち、知事や判事はこれに従属する。財産上の選挙資格がはじめて攻撃される。人口比例の選挙が始められる。公立教会は危殆にひんする。われわれが以上の諸点をどのように考えようとも、またそれらがわれわれの理解するデモクラシーからいかに隔つていようとも、それらは十八世紀アメリカ人にはデモクラシーと考えられたのであつた。アメリカ革命ははじめて実質的に結合した急進派の優越を画した出来事である、と。<sup>⑧</sup>

このジェンセンの見解が、先にも述べたように今世紀はじめカール・ベッカーにより「二重運動」として革命初期のニュー・ヨークに適用され、ニュアンスの相違はありな

がらビーアド、シュレージンガー、ジェームソンらを経て連邦憲法制定期までのアメリカ全体に敷衍された内部抗争論を、社会的諸力の連続性という見地から体系づけた結果であつたことは、今日革命史研究者の誰もが知つてゐる。ジェンセン説のオリジナリティは、ベッカーが打ち出した二重運動論を急進派による内部革命の遂行というシェーマによつて一本に止揚したその理論性にある。ただしジェンセンによれば、急進派は植民地の独立によらなければアメリカ内部の民主化を達成できないと考えていたため、急進派が独立宣言まで漕ぎつけたことは（もつといえ、第一回大陸会議の結果自体が）、保守派に対する急進派の優越であり、独立宣言そのものが内部革命と見なされているからである。そしてこういう前提のうえにニュー・イングランドをとり上げる場合、彼はここ、なかんずくマサチューセッツに内部革命の最も強烈な様相を見ようとしてゐる。<sup>⑨</sup>それが妥当かどうかは、最後に問題として提起するであらう。いずれにしても、アンドルーズ・ビーア説に対する疑問——急進派の利害および思想は基本的に富裕商人のそれとどう違つていたか、革命はどの程度まで急進派ないし愛国保守派の仕

事であつたか——へのジェンセンの回答は以上でほぼ明らかである。

## 2 ブラウンの反論とその反論

ところでこのマサチューセッツを例にとつてジェンセンにまつこうから対立し、他の植民地にもこれと大体同じ条件を推測しようとするのがミシガン州立大学のR・E・ブラウン（ウイスコンシン大学時代、ジェンセンの指導を受けたと思われる）である。彼については、近刊予定の阪大文学部十周年記念論集（創文社）にやや詳しく述べておいたため深く立入ることを控えるが、要はマサチューセッツがすでに植民地時代から完全デモクラシーに近い状態にあり、内部革命論を正当化するような根拠がなかつたこと、従つて革命の原因は内部にはなくイギリスの政策に求められなければならないこと、である。ここから次のような結論が出て来る。闘争を独立の戦争として解釈することはしかし、デモクラシーが係争点でなかつたという意味ではない。デモクラシーは内部革命によつて達成されるべき条件としてでなく、すでに存在していた力として、すなわちイギリ

スの対植民地支配を妨げて来た力として重要視されるべきなのである。こうしてマサチューセッツ革命は世界史におけるユニークな革命の一つ、つまり社会秩序を変えるよりもそれを保持するための革命を例証した。それは同地において革命前からすでに達成されていたデモクラシーを守るための一元的闘争であり、決して二重運動ではなかつた。そして恐らく他の植民地も大同小異であろう。多分われわれはアメリカ全体において、コンモン・マンの政治がジャクソン時代よりもずっと以前に存在していた事実を見いだすであろう、と。ベッカーの二重運動論の止揚の仕方がジェンセンとブラウンとでひじょうに違つている点を注目すべきである。

ブラウンが「独自の新しい且つ驚くべき結論に到達し、過去五十年間の諸解釈を快刀乱麻を断つように反駁し去つた野心的努力は大いに評価されなければならない。⑩しかしいま内部革命運動という視角から検討するとき——そしてその否定こそブラウンの要点であつたが——、彼の考えには多大の疑問がもたれる。ピッツフィールドやマレーフィールドなど若干の新しいタウンにおける移住民と不在タウ



ン所有者との土地所有および課税をめぐる抗争、革命戦争中に実際起つた選挙権をめぐる紛争、未だ公認されない、従つて公立教会税を免除されない新タウンに数多い洗礼派の内部宗教闘争、郡裁判所や治安判事裁判所に対する「バークシャー立憲派」(Berkshire Constitutionals)農民の反抗、或る意味で戦時中の社会抗争の延長と見られるシェーズの叛乱などを考えれば、マサチューセッツ西部農民の運動もまた内部にデモクラシーを達成するためであつて、必ずしもユニークな革命とはいえないのである。現にバークシャー立憲派の革命目標が民主政府の樹立、つまり王党派たる「河の神」(River Gods)の排除に満足せず、保守的な新しい愛国派指導者をも牽制して地方政治を民主化する点にあつた事實は、すでに歴史学者たちによつて確認されている。<sup>⑤</sup> ブラウンがジェンセンと相反するばかりでなく、同調者と目されるE・S・モーガンやR・B・モリスからも批判されている点は内部革命運動の極端な否定、それから演繹される「コンモン・マンの政治がジャクソン時代よりまずつと以前からあつた」という結論である。<sup>⑥</sup>

さらに現在までの筆者に許された範囲内で、マサチュー

セッツ以外の植民地に関する近時の研究成果を概略して見よう。<sup>⑦</sup>

領土植民地のメリーランドとペンシルヴェニアとは、領土制是非をめぐる内部抗争が革命戦争に先行し、植民地独立或いは独立反対の態度を決めるのに大きく作用した。メリーランドでは領土派プランターと反領土派プランターとの抗争が究極は反英運動のなかに包摂されたし、内部革命を最も典型的に遂行したペンシルヴェニアでも、かのバクストン一揆 (Bacon Riot) を契機に王領化の問題を係争点として富裕者層(クウェーカー)が二分し、王党派と愛国派とへ分解する端緒ができた。しかもバクストン一揆は伝統的なクウェーカー支配に代つて、小市民層(スコッチ・アイリッシュ、ジャーマン)が政権をにぎる同地革命の序曲をなすものであつた。必ずしも革命戦争に附随して、領土制という封建制の廃棄が問われたのではない。

ニュー・ジャージーの社会抗争は、十八世紀はじめ領土制から王領へ転換した後も土地問題をめぐつて存続した。本国政府が土地所有と免役地代の徴集とにおいて、大地

主たる旧領主団を保護したからである。このゆえに旧領主団は一致して本国政府と結び、参議会を支配することによつて立法・行政・司法の三権を掌握、クウェーカー主義に支えられつつ植民地現状維持派の急先鋒となつた。従つて西部農民にとつて、大地主への内部革命運動こそ反英運動の一環をなすものであつた。しかも彼らは十八世紀中ごろにおける免役地代闘争をもつて、革命戦争により免役地代が廃棄されるはるか以前、すでに革命での一成果をかちとつていたのである。

革命戦争直前に「大暴動」(Great Rebellion of 1766)を起したニュー・ヨーク西南部諸郡の農民にとつては、内部革命運動がはつきり革命戦争への対応の仕方を規定した。レンセラーヤリヴィングストンら愛国派大地主の小作農民は王党派に走り、コートラントおよびフィリップス王党派大地主の小作農民は愛国派に投じた。ニュー・ヨーク農民のなかに王党派が多かつたのは、一つには愛国派大地主との社会的緊張が関連している。しかも注目すべき点は、この農民暴動を契機にコートラントとフィリップスが領地をもつウェスター郡で地主

自身による上からの土地改革が行われ、反抗農民は目的の一部を達成したということである。それゆえウェスター郡においては、王党派大地主の土地の小農民への分与は革命戦争前から始まつていた動きの発展であつて、革命戦争に附随してはじめて行われたというものではない。

ニュー・ハンプシャー交付地での農民暴動は、未解決のまま革命戦争のなかに包摂されていつた。そして七五年上半期以来、それは急速に反英運動へと移行した。けだし農民の目標はニュー・ヨーク外の植民地の統治下に入るか、さもなければ新しい独立政府を樹立するからであり、それゆえ革命戦争こそはニュー・ヨーク土地投機業者との抗争をかちとる好都合な事態であつたからである。グリーン・マウンテン・ボーイズ(Green Mountain Boys)の運動も、以前からつづけられていた内部抗争が独立運動を規定した典例の一つといえる。一七八〇年におけるヴァーモントの成立は、反抗農民の努力の結晶を語るものであろう。

ノース・カロライナのレギュレーター運動(Regulator

Movement: War of Regulation)。この苦い経験が辺境農民の胸底深く残るところ、同地の反英運動と内部革命運動とは特殊な形で結合し、革命史家をしてこれほどごたごたと理解に困難なケースはないとまで告白させた。けれど、辺境農民は革命戦争のはじめ強硬な王党派運動へ、次いで七六年春ごろから急転直下して独立運動へと変貌したからである（もちろん、最後まで王党派運動をつづけた農民（ハイランダーズ）がいたことも記憶されねばならないが）。

そこには一見矛盾した様相が認められる。しかし、辺境農民のめまぐるしい去就には筋が一本通っていた。プランター勢力（東部の愛国派）との抗争が、彼らの運動の本質をなしていたからである（彼らが愛国派に転じたのは、大勢が独立へと傾いていまま同じように愛国派に与することによつて運動の指導権をにぎろうとした点にある）。その意味で、革命戦争に臨むノース・カロライナ辺境農民の態度もすぐれて内部革命的であつたといわなければならない。しかも辺境諸郡のスコッターは、革命戦争前に自由土地保有を認められた。これも、革命前すでに土地所有上の改革が行われた顕著な事例に属する。

サウス・カロライナ辺境農民の間にも同様な傾向が見えた。内部抗争がイギリスとの戦争に劣らず危険なことを自覚した一部の保守勢力は、住民の関心を一点に集中させて社会的摩擦を防ぐ方法は独立と邦憲法の制定以外にないと思つて考へるようになった。彼らが英帝国内での自治という抵抗方式を捨てて運動を推進したゆえんはここににある。同地における代表的保守憲法の成立は、彼らの成功を語るものに他ならない。

一七六五年五月ヴァージニア議會を通過したヘンリー決議案は、「北アメリカ全体に上る革命への信号」であつた。それが重要視されるのは単に反英運動という点だけでなく、これと不可分に結びつきつつ潮水線地帯のプランターに対する輿地プランター、辺境農民、ウィリアムズバーグ小市民の勝利を意味した点であり、ベーコンの叛乱以来ヴァージニア民主主義運動史上に起つた画期的出来事といえる。なるほど愛国派プランターと急進派勢力との権力闘争は自主・独立運動の内部でつづけられ、結局後者は指導権を奪われて所期の民主主義改革を貫徹することはできなかつたが、ヴァージニア革命の原型はここ

につくられたといつて過言ではない。

海港都市に眼を転じて、急進的結社サンズ・オブ・リバティの運動は明らかに反英運動と内部革命運動との一体化であつた。一様に英本国および植民地におけるその追従者を敵としながら、彼らと愛国派富裕商人との目標は喰ひ違つていた。そのことは、革命の序曲ともいふべき印紙条例一揆にすでに認められた。殊に彼らは概して債務者層として、本国のデフレ政策やこれに従う植民地内債権者(富裕商人)の政治のどちらにも反対し、革命戦争の十年もまえから活潑な動きを見せていた。ジェームソンはペンシルヴェニアをはじめ諸邦における刑務所および刑法の改革、貧困な債務者の投獄に関する規定の改正を、革命戦争に附随して起つた一社会運動と見なしているが、事實はそれら自体が本来都市の小市民層や債務農民の一革命目標であつた。

以上やや無系統に概略した諸点から次の二つの結論が一応許されるであらう。

(一)もちろんわれわれはジェームソンと同様、革命戦争のもたらした社会的変化を軽視するものではない。しかし、

それは或る程度戦前からの動きの延長であり、また本来革命の目標でもあつた。革命は以前からの社会的諸力の結集として捉えられなければならない、と。ジェームソン批判に通ずるこのような史的連続性ないし力学的諸力の認識こそ、アメリカ革命の理解において欠けてはならないであらう。

(二)ペンシルヴェニアと今日のヴァーモントでは、はつきりとジェンセンのいう急進派の内部革命が達成され、ノース・カロライナでも辺境反抗農民の意向がかなり強く憲法に謳われ、<sup>⑧</sup> ニュー・ヨーク、サウス・カロライナ、ヴァージニア、マサチューセッツなど保守派が指導権をにぎつたところでも、西部農民の内部革命運動は顕著に認められた。以上参考にした近時の地方史研究がもし正しいとするならば、単にマサチューセッツのみならず他の植民地にも同じ条件を予想したブラウンの見解は當つていない、と。相對的に、だが基本的に内部革命運動を否定することは無理のよう<sup>⑨</sup>に思われるのである。

このように考えてくれば、アメリカ革命は主として本国からの独立だけを目的としたという解釈は狭きにすぎぬ。

そしてそれは、インピリアル・スクールの開拓者アンドルーズやビーアおよび社会史の開拓者ジェームソンへの批判だけでなく、近時脚光を浴びているきわめてユニークなブラウンにも当てはめられる。今日インピリアル・スクールの一翼になうL・W・ラバリーとL・H・ギブソンがともに、内部抗争の重要性を認識しているのはそのよい証左であろう。<sup>⑥</sup> ジェンセン理論が一面においていまなお評価されるべきゆえんである。

### 3 内部革命運動論の将来

このようにして、内部革命運動の存在は基本的に認められなければならない。だがここに一つの問題が残される。それは内部革命運動があつたということ、その成功とは別個の問題であるということである。ジェンセン説への疑問は右の点に関連する。先にも述べたように彼は独立行為自体が急進派の内部革命と考えているが、独立アメリカの内部秩序を規定したカナメともいうべき諸邦の憲法は全般的に見て彼のいうような意味での急進派の利害や思想を表明していない。この点で、保守派の指導のもとに革命は遂

行されたとするコロンビア大学教授R・B・モリスの見解の方がいつそうリアルである。ブラウンが二重運動論を止揚した極め手、つまり内部革命運動論の否定のゆえに批判されるように、ジェンセンも二重運動論を止揚した理論性にかかわらず、その極め手つまり急進派の優越——内部革命の成功——というシェーマによって多分に論争の余地を残したのである。「急進派に味方しすぎて多少の偏見をもち急進派の役割を過大評価した」というマックス・ファラソンのジェンセン批判は当つてゐる。<sup>⑦</sup> ここに、ジェンセンおよびブラウンのどちらとも相違する第三の立場（モリスの見解）を紹介する必要があるのである。

モリスは内部革命運動の存在を一応認めつつ、なお愛国派陣営と王党派陣営とがあらゆる社会階層から補充された点を強調し、また急進派の優越というジェンセンの基本的シェーマに疑問を呈する。アメリカ革命が概して社会階層間の抗争でなかつたことは、革命の指導権が穩健な「ホイッグ・アリストクラシー」（愛国保守派）ににぎられていた事実と表裏するものであり、それゆえにこそ革命はテールをまぬがれることができた。ペンシルヴェニアとジョー

シアとを除くすべてにおいて、保守派は指導的役割を演じた。こうして革命はいわばモンタニヤールではなく、ジロンドンによって推進されたのである、と。<sup>⑧</sup>

われわれが革命前後における種々の変化（ペンシルヴェニアやジョージアだけでなく、ノース・カロライナでの革新憲法、アメリカ全体を通じて立法部の地位が大幅に上昇し、人口比例制や男子普通選挙制がいちだんとはげしく論議のマトとなり、南部で公立教会は解体し、免役地代が廃止された他、長子相続制や限嗣相続制がほとんど決定的に廃棄されたという事情、巨大な土地投機への制限を無視して若干の地域では土地兼併の風が助長されながら、全般的にいつて小農民への土地分与が促進された事実、不徹底をきわめた奴隸制の廃止運動でさえ、それが主として白人自由労働者からの要求として、北部若干の邦では成功した事実、一般庶民『債務者に有利な不換紙幣法や物価統制法の通過など』<sup>⑨</sup>を顧慮するとき、急進派の役割を過少評価したモリスの考えはただちにうなずけないであろう。しかし革命が相対的に、だが基本的に愛国保守派のリーダーシップのもとに遂行されたということを認めてはじめて、肝心な諸邦の憲法が概して保守的性格を帯びた次第を理解することができるので

ある。現にジェンセンが、ワシントンやチャールズ・キャロルのような一、二の例外を除いて保守派は後悔しながら独立に賛成した、と画一化しているような愛国保守派像は必ずしも正しくない。例えばメリーランド革命に関するフイリップ・クローレル教授の研究が示すように、キャロルを含めて同地の積極的な反領主派プランター八名がごとごとく独立運動の積極的な指導者であつた。<sup>⑩</sup>なるほどジェンセン自身、或る箇所では自己反省を行なつてゐる。「わたしは、一七六三年以後のイギリスの政策が多くの保守派を革命戦争に驅り立てたことを認めないのではない」と。<sup>⑪</sup>だが要点は、そういう保守派が多かつたかどうかという単に量的な問題ではなくて、特定の経済集団つまりニュー・ヨーク市のウィンクラーやボストンのハンコックらに代表される不法商人、キャロルやワシントンらによつて示される煙草植民地奥地のプランターなど、イギリス重商主義規制の枠外を泳ごうとする保守派の態度である。内部社会の民主化の問題はともかく、少なくとも独立に対する彼らの態度は「後悔しながら」といつたような消極性一点張りではなかつたであろう。事実モリスは、愛国保守派が信仰の自由や表明の

自由など若干の人権を守る点では急進派以上に積極的な一面があつたといつてゐる。はたしてそういえるか、また仮りに部分的には保守派の進歩性が認められるにしても、全体として彼らの思想が急進派のデモクラシーと対立するものであつたことは動かせない事実なのではないか、これらは今後徹底的に究明されなければならない。しかし、十三植民地を通じて大体革命の指導者がジロンド的であり、独立に対する彼らの態度がジェンセンにより一般化された以上に積極的であつたことは改めて認識される必要がある(一口に愛国保守派といつても、ワシントンらのように比較的はやくから独立を意図したグループと、ジョン・ディッキンソンらのように独立をしづつたグループとの二つの人間像を考える必要があるであらう)。愛国保守派の利害および思想の再検討こそ、ジェンセン批判にもからんで革命史理解に重要視されて来るのである。

しかしひるがえつてこのことは、モリスが随つたような内部革命運動を軽視してよいことにはならない。問題は、メリーランドとデラウェアとを例外としてほとんどそれを経験しながら、なぜ若干の植民地では成功し大多数

の他の植民地では失敗したか、である。例えば同じ領主体制をもち相隣接しながら、メリーランドの内部抗争は主としてプランター間の政治的領域にとどまり、ペンシルヴェニアでは典型的な内部革命が達成された。また同じように内部革命運動を経験しながら、サウス・カロライナは代表的な保守憲法に落着き、ノース・カロライナはレギュレーターの意向をかなり汲んだ憲法をもつことができた。このような相違は、急進派の優越による内部革命というジェンセン理論では説明されない。そしてこれを解くためには、先にも問題提起したように愛国保守派像の再検討が必要とされるのである。と同時に、いま一つには西部の発展の度合い、いい換えれば農民革命勢力の成熟度が解答の糸口を与えるのではなからうか。

試みにポルティモアとペンとの領地を比較して見よう。メリーランドの西部は開拓がおくれ、その中心をなすフレデリック郡は十八世紀中ごろようやく組織化されたにすぎなかつた。肥沃・広大な土地に加えて領主の寛大な政策も手伝い、西部のいちじるしい発展を見たペンシルヴェニアとは好対象であらう。この相違こそ、両植民地の革命に重

大な影響を与えたと思われる。またノース・カロライナは、十八世紀中ごろに急激な人口増加を見た代表的な植民地であつた。同地ほど「フロントニア諸郡の住民が突然増加した例は、西洋の古代から近世を通じてほとんど見当らない」とまでいわれる。⑤。事実、ごくわずかの期間に開拓農民の大群が近隣植民地から流れこみ、ピードモント一帯に拡がつている。ところがサウス・カロライナはどうか。その奥地は七年戦争後におけるイギリスの対植民地西部規制を重大な脅威と感ずるほど十分には移住されていながつた。

殊に辺境農民は依然としてインディアンの侵入にさらされ、イギリスの軍事的保護をさえ必要としたのである。こういう事態において、チャールストン富裕商人やプランターなど保守派に十分対抗できる急進的勢力が西部に起りうるはずはない。邦憲法に現われた両カロライナの相違は、こういう事情に規定された一面があるのではなからうか。もちろんわれわれはカール・ブライデンボー博士とともに、東部海港都市における急進的勢力の成長度を問う必要がある。⑥。しかし圧倒的に農本的社会であつた革命期アメリカの理解に當つて、西部の経済状態や社会構造がまず明らかに

されるべきことは間違いない。こうして、海港都市や比較的よく移住された古い西部に多い愛国保守派の研究の重要性とならんで、若干の例外はあれ全般的に彼らに指導権を委ねなければならなかつた急進勢力——特に辺境農民——の実態把握が不可欠の課題として要請されて来るのである。いずれにしても、R・J・テラーやL・N・ニューカンマーの著作などマサチューセッツ西部農民に関すると同様、すぐれた研究が他の植民地の西部農民についても現われることを期待するのは、そしてこういうアプローチにみずからも進もうと意図するのは、筆者一人ではないであらう。アメリカ革命史像の真に妥当な再建は、その暁において達成されるものと思われる。

以上、ジェンセン批判にからんで内部革命運動論の今後の問題点を指摘した。最後にいま一つ、同様の問題意識をもつて附言しなければならぬことがある。それは、アメリカ革命史において内部革命運動を無視することはできないが、デラウェアとメリーランドとは例外的にジェンセンのいうような急進派の運動を経験しなかつたということ



ある。<sup>①</sup> こういった事態は少なくともマサチューセッツに関する限り、ブラウンの研究をいまだ一度相対的に見なおす必要を感じさせる。ジェンセンは、ニュー・イングランドにおいて内部革命運動が最も強烈であり、特にマサチューセッツの政治史にそれがよく示されるといつた。しかし中部や南部と異なり、タウン・ミーティングによつて地方自治の発達を見、且つ他のどの植民地よりもイギリスのメツボにとられたマサチューセッツでは、内部革命運動はジェンセンがいうほど激烈ではなかつたのではあるまいか。例えば、一七八〇年の憲法は確かに一方で内部の抗争を反映したが、同時にこの時期はメーンの大半が敵軍の手中に入り、負債の増大や通貨・物価の高騰によつて真に強力な政府の必要が痛感された時に當つている。それゆゑ革命史家 E・P・ダグラスは、八〇年憲法制定の最大の理由は強力な政府への要求が内部の民主的改進黨運動を上廻つた点にあるとする。<sup>②</sup> こうして、ダグラスはマサチューセッツ内部革命運動を次のように解釈している。それは「時として強烈であつたが、南部におけるほどではなかつた。……イギリスから発した不満は、地域間・社会階層間の緊張から生じた不満よ

りも大きかつた」と。はたしてそういえるかどうかの具体的研究こそ、ダグラス自身にもさらにわれわれにも課せられた問題であるが、ともかく彼のいおうとするところはベツカー・ジェンセン系列の命題を認めつつ、少なくともマサチューセッツに関する限りブラウン説にも耳を傾けようということである。ジェンセン流の内部革命論といひブラウンの否定論といひ、或いはモリスの解釈にしても、ともに相対的な意味において受けいられるべきものであろう。

アメリカ革命史研究の沿革と現状とは以上のものである。科学的歴史が書き始められてから優に二世代以上を経過しているにかかわらず、今日或る革命史家が次のようにいつているゆゑんである。

「われわれは、諸解釈の限界点を決定し始めてよい時期に來ている。一七七六年ないし八七年において人々が實際行動した理由はなにかをよりよく理解するため、われわれは手許にある新しい諸説を用いるべきである。しかし、どの特定の説をも完全な説明にまで敷衍してはならない。われわれは問いつづけなければならぬ。なぜ

ならわれわれは未だ、アメリカ革命がどういふものであるか、十分知つてゐないからである」<sup>⑧</sup>

⑦ Encyclopaedia of Social Science, Historiography, United States, pp. 385~389.

⑧ C. A. Beard, The Rise of American Civilization, I, p. 189. Encyclopaedia, *ibid.* ホーヘンツォルンフェルンブルグの David Ramsay, History of the American Revolution (1789). Timothy Pitkin, Political and Civil History of the United States of America (1828). Jedidiah Morse, Annals of the American Revolution (1824). M. L. Weems, Life of George Washington (1800). John Marshall, Life of George Washington (1804~07). なほ、このほか、キーンは馬鹿氣た伝説や逸話を挿入し、革命の指導者たちを不当に英雄化したし、ワイームズもワシントンを完全に偶像化した。一般の読物として長く悪い影響を及ぼしてゐた。また、マーシャルの著作は次のように批評されてゐる。革命の叙述は正確で、優れた批判力も見られるが、後半部分はマゼランの偏見に随つてゐる。なお、王党派の見解の代表的なものとしては Thomas Hutchinson, The History of the Colony and Province of Massachusetts Bay, 1749~74, 3 vols. (1764~1828). を挙げておられる。世論からの超脱性、著者の観察力など、この頃の愛國派的著作よりもすぐれたものがある。

⑨ Beard, *ibid.*, pp. 189~190.

④ Encyclopaedia, *ibid.*

⑤ ただし H. S. コンテンジャー教授は好著 “The American Mind” (1950) に於いて、極端なスキャンセリメンツに陥つた客観的歴史が結局世界観との乖離をもたらした点を指摘し、歴史研究はあくまで客観性を保持しつつ、なお十九世紀中頃の雄渾な歴史文学を手本にすべきであると述べてゐる (Chaps. XIII, XIV)。

⑥ ⑦ Encyclopaedia, *ibid.*; Michael Kraus, A History of American History, 1937, pp. 215~239.

⑧ 拙稿「アメリカ史学における科学派の成長」(史林(廿一) 参照。

⑨ サイモンテイニックス・スタール第一世代におけるアメリカ革命史研究の多様性については A. M. Schlesinger, New Viewpoints in American History, 1922, Chap. VII. 参照。

⑩ 因みに、オズワッドの門下からは逸材が輩出した。上述のバーヤン、シェレージンガーの他、ビアード、H. J. カートン、W. R. スミス、C. L. ベーバー、W. H. フライ、E. P. タンナー、E. J. ツァンシャー、P. S. フリッペン、W. R. シェンフィールド、A. E. ヒーターソン、G. W. ナドワー、C. R. リンゼリー、N. P. シードなどがある。

⑪ Kraus, *ibid.*, p. 437.

⑫ Amer. Hist. Rev., X, p. 325.

⑬ ベンントンの後の歴史学者への影響については O. M. Dickerson, The Navigation Acts and the American





- 1955, Chaps. IX, X.
- ② Cf. E. S. Morgan, *The American Revolution*, 1958, p. 16.
- ③ R. B. Morris, "The Confederate Period and the American Historian" in *The William and Mary Quarterly*, XIII, April, 1956, p. 153.
- ④ その詳細については、近刊予定の拙著（第三部）参照。
- ⑤ 「インディペンデント」のことは拙稿「アメリカ革命と邦憲法」（歴史評論、六三）「インディペンデント成立史の背景」のことは Irving Mark, *Agrarian Conflicts in Colonial New York*, 1940, Chap. VI. 参照。
- ⑥ Cf. Jensen, *ibid.*, p. 26.
- ⑦ ジェンセン・インカーメントの歴史（Gipson, Jared Ingersoll; a Study of American Loyatism, 1920）植民地保守主義の性格を社会史的・社会心理学的に分析したインカーの研究（Labaree, Conservatism in Early American History, 1948）はその代表作なのである。
- ⑧ Book Review by Max Farrand, in *The Amer. Hist. Rev.*, Oct., 1941, pp. 138~139.
- ⑨ Morris, *ibid.*, pp. 151~154. Morris, *The American Revolution*, 1955, p. 8.
- ⑩ 例として「インディペンデント」 Cf. U. B. Phillips, *The American Negro Slavery*, 1918, p. 119.
- ⑪ 愛国派同志の軋轢は、従来主として連合規約ないし邦憲法の制定という角度からとり上げられ、不換紙幣法の制定や物価統制面へまで敷衍されることは少なかつたように思われる。不換紙幣法は戦争の遂行とにらみ合わせて、他方債務者層の利点を考へたものであり、すなわち邦議会が信用証券および紙幣の発行を認可した（ただし、その結果生じた通貨インフレによって、結局債務者がどの程度恩恵をこうむったかは明らかでない）。物価統制も多くの邦において法令化され、或る場合には邦際間の協定まで行われた。その一つとして、一七七八年一月マナー・ハウンで行われた協商は、七四年の一般物価のわずかに十五パーセント高を規定している。物価統制が固定収入者に有利であったことは言うまでもなく。 Cf. Hacker, *Triumph*, p. 175. そのほか Morris, "Labor and Mercantilism in the Revolutionary Era" in *The Era of the American Revolution*, edited by Morris.
- ⑫ 各憲法がどうなるかで革新的な保守的であるかという点の若干の例証は Netfals, *The Roots*, pp. 665~669. 参照。
- ⑬ P. A. Crowl, Maryland during and after the Revolution, 1943, pp. 22~29.
- ⑭ Jensen, *ibid.*, p. 14.
- ⑮ Cf. "Jeremiah Wyrkoop" in *The Causes of the American Revolution*, edited by Wahlke, H. S. Allen, John Hancock; Patriot in Purple, 1948. O. M. Dickerson, "John Hancock" in *The Miss. Vall. Hist. Rev.*, March, 1946.
- ⑯ モリスは「急進派のプロテスタントがノン・プロテスタントの政治的権利を制限し、またペンシルヴェニアの革命指導者が、

監察院 (Council of censors) を設けたことを指摘して、多数派必ずしも民主的行動をとるとは限らず、と云う。Morris, "The Confederate Period," pp. 154~155.

②⑦ ティッキンソンの人間像については拙稿「ジョン・ティッキンソンのえらんだ道」(史林、卅三の六)参照。

②⑧ Crowl, *ibid.*, pp. 18~19. Douglass, *ibid.*, p. 46. メリーランド革命をフロンティアと一般大衆との抗争として捉えたジェンセンの見方は正しくなく(Jensen, *ibid.*, pp. 20~21)。

②⑨ Douglass, p. 72 note.

②⑩ 植民地時代・革命期のアメリカが圧倒的に農本的社会でありながら、フロンティアとならんで都市が想像以上に歴史の推進力として重要でもあったとするブライデンボーの問題意識、従って都市生活のなかに革命への条件がどのように育まれていったかという彼のアプローチ——都市の機能を従来のように商業都市としてだけでなく生産的基礎(職人層の役割)からも捉え、且つ海港都市だけでなく内陸都市の発展にも着眼したのは傾聴に値する——は、近時の植民地時代・革命史研究において画期的意義をもつものであらう。姉妹篇としての Cities in the Wilderness (1938) 及び Cities in Revolt (1955) の各二冊著作の間に介在する Rebels and Gentlemen; Philadelphia in the Age of Franklin (1942), The Colonial Craftsman (1950) など。

②⑪ メリーランドにおいて民衆騒擾の比較的顕著な事例は、一七八六年の「チャールズ郡裁判所一揆」にすぎない (Cf. Crowl,

*ibid.*, p. 75)。モナムーンは J. A. Munroe, *Federalist Delaware, 1775~1815, 1954*, pp. 67~71. 参照。同書では、他の植民地で紛争の原因となったインディアン・セインギマン土地問題、海岸地方とフロンティアとの地域的対立はなかった。だから革命の原因は内部的な問題から生じたのである。隣接植民地との関係から生じた。

②⑫ Douglass, *ibid.*, p. 211.

②⑬ Douglass, *ibid.*, pp. 141~142.

②⑭ Morgan, *ibid.*, p. 18. 同様の見解は同く Morgan, "The American Revolution" in *The William and Mary Quarterly*, XIV, Jan., 1957, p. 7. に見ゆ。

#### 執筆者紹介

今津 晃	大阪大学助教授
岡崎 敬	名古屋大学助教授
戸田 芳実	京都大学大学院学生
水野恭一郎	岡山大学助教授
会田雄次	京都大学助教授
池田敬正	
石田善人	京都大学助手

# The Historiography of the American Revolution

by

Akira Imazu

What were the main causes of the American Revolution which resulted in the liberalist-movements in the 19th century together with the French Revolution ? ; and what functional relation was there between the movenents for home-rule and independence of the Thirteen Colonies, and the socio-political tension within the Colonies ? ; these are still old and new basic problems in the study of the Revolution. This is the reason why Professor E. S. Morgan of Yale University says to-day such as following, while two generations more have passed since the publication of the objective writings by so-called "Imperial School of the Colonial Period": "We must not expand particular insights into a complete explanation. We must continue to ask, for we still do not fully know, what the Revolution was". In this paper the writer, tracing briefly the process how the history of the Revolution has been written from the very beginning of the Republic, will examine chiefly those two basic problems, and will have a perspective for the present in studying the Revolution.

## *Ming-ch'i* (明器) *Ni-hsiang* (泥象) in the *Han* (漢)

### Dynasty and its Mode of Life

—cases in *Ch'ang-sha* (長沙), *Kuang-chou* (廣州),  
and *Kuei-hsien* (貴縣)—

by

Takashi Okazaki

For these years archaeological investigations in the southern China, including *Ch'ang-sha* (長沙) and *Kuang-chou* (廣州), have made a rapid progress. To look back upon burials and finds of the *Han* (漢) era in *Ch'ang-sha* (長沙), *Lai-yang* (來陽), *Kuang-chou* (廣州), *Chiu-lung* (九龍), and *Kuei-hsien* (貴縣), especially earthen *ming-ch'i* (明